

東大阪市手話施策推進方針

令和7年度改定

1. 手話施策推進方針の策定について

手話の普及とろう者への理解の増進について、施策を総合的かつ計画的に推進するため、「東大阪市みんなでトライする手話言語推進条例」第7条の規定に基づき東大阪市手話施策推進方針を策定します。推進方針の策定に当たっては、「東大阪市手話施策推進方針協議会」を設置し、当事者、関係者の意見を基に、推進方針として下記の事項を定め、毎年度公表します。

- (1) 手話及びろう者に対する理解の増進並びに手話の普及に関する事項
- (2) 手話による情報の提供に関する事項
- (3) 手話によるコミュニケーションの支援に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、手話に関する施策を推進するために必要な事項

2. 本市の施策の現状と課題

東大阪市における聴覚障害の手帳所持者数(令和7年4月現在)

聴覚障害の手帳所持者数 1,671 名

(内訳:18 歳未満:49 名/18～64 歳:315 名/65～74 歳:209 名/75 歳以上:1,098 名)

《等級内訳》

(1 級:136 名 / 2 級:344 名 / 3 級:188 名 / 4 級:342 名 / 5 級:2 名(平衡障害のみ) / 6 級:659 名)

※備考※

身体障害認定基準では、聴覚障害とは、聴覚・平衡機能障害を併せ聴覚障害としており、5級は平衡機能障害のみを指します。

※令和6年4月時点 1,690 人

(内 18 歳未満:46、18～64 歳:321、65～74 歳:232、75 歳以上:1,091 人)

参考:R5 1,666人(内 18 歳未満45人、65歳以上1,284人)

東大阪市避難行動要支援者名簿登録者数(令和7年4月現在)

13,989人 内聴覚障害者数399人

※令和6年4月時点→15,934 人 内聴覚障害者数 429 人

個別避難計画作成数 計 31 件(令和7年8月末時点)

年度	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
作成数	8	8	9	6

(現在までの取り組み状況)

・手話通訳者の配置

昭和49年から各福祉事務所に手話通訳員を配置。現在は各福祉事務所及び本庁に計6名(東1名・中2名・西2名・本庁1名)配置し、ろう者の情報・コミュニケーション保障を行なうと共に、生活上の問題等について相談に応じ、必要な支援を行なっています。

・登録手話通訳者等の派遣

昭和58年から「手話通訳登録派遣制度」を開始。現在は地域生活支援事業の意思疎通支援事業として登録手話通訳者、要約筆記者を派遣し、日常生活、社会生活におけるろう者のコミュニケーション支援を行なっています。

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
医療・健康	542	695	687	381	693	790	852	765
福祉・行政	6	2	2	3	5	5	2	1
教育	46	38	31	14	17	29	27	28
住居	3	0	5	2	1	2	1	3
地域生活等	9	46	37	9	13	19	27	54
合計	606	781	762	409	729	845	909	851

(R7年3月末現在 依頼件数)

・令和7年度 手話通訳者・要約筆記者登録状況

手話通訳 25名(令和6年度20名、令和5年度15名)

要約筆記 6名(令和6年度7名、令和5年度7名)

・団体派遣制度の実績

H30年度……………23件

R1年度……………24件

R2年度……………8件

R3年度……………8件

R4年度……………12件

R5年度……………22件

R6年度…44件(派遣人数 86人)

・設置手話通訳者の通訳訪問件数

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
東福祉事務所	145	156	109	152	69
中福祉事務所	306	348	280	273	311
西福祉事務所	104	105	89	205	354
本庁	85	143	250	167	1
合計	640	752	728	797	735

・手話通訳者の養成

手話通訳として活動できる人材を育成するため、基本課程を修了した方向けにレベルアップ講座を開催しています。

受講者数	R2 年度	R3 年度	R4年度	R5年度	R6 年度
レベルアップ講座	コロナのため中止	10 名 修了者 10 名	10 名 修了者 10 名	11 名 修了者 11 名	7 名 修了者 7 名
手話奉仕員養成講座(入門)	コロナのため中止	25名 修了者 21 名	35 名 修了者 30 名	36 名 修了者 32 名	35 名 修了者 31 名
手話奉仕員養成講座(基礎)	コロナのため中止	19 名 修了者 16 名	24 名 修了者 20 名	25 名 修了者 24 名	31 名 修了者 24 名

※令和 7 年度より入門クラスを 1 つ増やし、受入数を増加させています。

・手話奉仕員養成講座テキストに基づいた手話を学べる動画をウェブサイトに掲載

・その他

専門性の高い手話通訳者等養成事業(大阪府・他市との共同実施)、手話サークル(5 団体)活動支援(社会福祉協議会)、手話教室(青少年センター)、行政手続きにおける手話通訳の派遣(選挙、障害区分認定調査、要介護認定調査時の通訳)、テレビ放送に手話と字幕をつける福祉機器の支給、緊急時・災害時における NET119通報(消防局)、災害情報 FAX 配信事業(危機管理室)、難聴児特別補聴器支給事業、永和図書館に手話関連のコーナー設置、本庁舎一部窓口にコミュニケーションボード設置。

・聴覚障害のある方からの相談窓口

各福祉事務所・本庁に配置された6名の手話通訳者による相談窓口の他、身近な地域でも相談に応じられるよう、聴覚障害のある方3名を相談員(障害者相談員)として委嘱しています。

・小学校における福祉体験学習

手話とろう者の理解につなげる授業を実施(聴言部会から当事者が同行)

(市立障害児者支援センターレピラ地域交流事業 参加児童数)

H29年度 14校 計 1,430 名

H30年度 18校 計 1,123 名

R1年度 14校 計 880 名

R2 年度 10校 計 767 名

R3年度 13校 計 1,205 名

R4年度 ボランティアグループ手のひらの会(小学校5件)

身体障害者協会聴言部会による手話交流体験(小学校 2 件・255 名)

R5年度 身体障害者協会聴言部会による手話交流体験(小学校2件・147名)

R6年度 身体障害者協会聴言部会による手話交流体験(小学校2件・144名)

※令和4年度より、福祉体験学習の実施方法が変更となり、レピラの地域交流事業⇒障害施策推進課や、ボランティアグループ手のひらの会、身体障害者福祉協会聴言部会が実施するものに移行している。近年コロナ禍において縮小された活動が戻らず、依頼件数が減少している。

(課題事項)

- ・市民、事業者(行政機関・医療機関等含む)が手話に親しむ機会や手話を学べる場所が少ない。
- ・手話通訳者の数が不十分。
- ・公共施設の多くに手話通訳者が配置されていない。
- ・通訳派遣の対象範囲が医療機関への受診等に限定されている。
- ・緊急時、災害時等のコミュニケーション支援体制。
- ・情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく理解啓発や施策の総合的な推進に向けた取り組みが必要。
- ・福祉分野においてろう者が利用できる社会資源を把握し、その情報提供が不足している
- ・手話施策推進法の内容の具現化を進めるための準備と方向性が定まっていない

3. 今年度の取り組み

(理解啓発)

- ・5月11日 市民ふれあい祭り 手話の体験ブースを設置 缶バッジを配布
- ・6月15日 障害施策推進課の一部ホームページにて手話リンクサービス導入
- ・6月18日～8月20日 はじめての手話(イコーラム)
- ・7月16日 防災ネットワーク会議
- ・7月29日 障害者差別解消 車座ワークショップ 市のバリアフリーについて考えよう
- ・8月8日 はじめての手話講座「手のひら広がる世界」(花園図書館)
- ・9月15日 「東京2025デフリンピック」を特集した番組を作成し、東大阪ケーブルテレビにて放送
- ・9月23日 京阪ブロックスポーツ大会にて手話関連ブースを設置(東大阪アリーナ)
- ・9月23日 手話言語国際デー 花園ラグビー場ブルーライトアップ
- ・9月26日 東京2025デフリンピックPRカー来庁 グリーティングイベント
- ・9月28日 第8回手話劇祭(府中市)
- ・10月4日 要約筆記体験講座 難聴当事者による体験談
- ・10月11日 デフリンピック啓発ブース(マスタース花園オープニングイベント)
- ・10月27日～11月5日 情報政策課とスマホ便利教室(多目的センター)
- ・10月28日 障害者差別解消 車座ワークショップ 学校・教育について学ぶ
- ・11月15日～26日 東京2025デフリンピック 開会式等参加
- ・11月22日 地域ふれあいのつどい デフリンピック啓発ブース(東大阪アリーナ)
- ・1月23日 障害者差別解消支援地域協議会
- ・1月29・30日 全日本ろうあ連盟 行政担当学習会 in 東大阪(文化創造館)
- ・2月24日 障害者差別解消 車座ワークショップ 恋愛・性教育・結婚・子育てについて学ぶ

(手話の普及)

- ・手話ハンドブック「みんなで手話ヘトライ！」を増刷。(2,000部)希望者へ配布。
- ・市政だよりに手話表現コーナーを掲載(不定期)
- ・手話の出前講座(継続実施)

令和4年度 小学校7件・校区福祉委員会1件
令和5年度 小学校3件 地域包括支援センター1件 行政2件
令和6年度 自治会1件、中学校1件、小学校1件
令和7年度 令和7年12月 小学校2件依頼有り

- ・障害のある方向けの手話講座（レピラ令和3年度～）継続実施
（令和4年度全8回延べ13名参加）
（令和5年度全4回 4名）
（令和6年度全4回 6名）
（令和7年度 9/27.10/25.11/22.12/20.1/24.2/28
全6回 各20名まで）

- ・オンライン de はじめての手話教室（社会福祉協議会市民ボランティアセンター 令和4年度3回開催、令和5年度3回、令和6年度3回開催、令和7年度 令和8年1月に3日間予定）

（コミュニケーション支援）

- ・令和7年9月末で（株）ZVCJAPANからのZoomのライセンス無料提供終了に伴い、Zoomを活用した各福祉事務所と市役所一部窓口（本庁舎2・3階の窓口及び市民室（布施臨時窓口））を繋ぐ遠隔手話サービスを終了。
- ・LINEアプリでのタブレットを活用した行政サービスコーナーにおける遠隔手話通訳サービスは継続実施。
- ・遠隔手話サービス拡充に伴い、本庁舎一部窓口に設置していたコミュニケーションボードを修正。

（その他）

- ・4月1日付職員1名を全日本ろうあ連盟ヘデフリンピック協力事務補助として1年間派遣
- ・野田市長が全国手話言語市区長会会長2期目。（令和7年総会時：全国650市区加盟）
- 令和6年度主な実績 総会・理事会・手話劇祭（旭川市）・北九州市講演・手話を広める知事の会フォーラム臨席・全国手話通訳問題研究会 50周年記念式典臨席
- 令和7年度実績 上記に加えデフリンピック気運醸成オンライン研修会を会長発案により7月7日に実施。11月15日東京2025デフリンピック開会式臨席予定。
- ・「手話に関する施策の推進に関する法律」（手話施策推進法）が令和7年6月25日に公布・施行。国や地方公共団体が手話施策を総合的に推進する基本となる事項が定められ、今後、全国的に施策の充実が見込まれる。
- ・庁内各部署に対して、事業実施時に手話通訳を付けるための予算確保を継続依頼。
- ・消防局にてNET119利用説明会を3地区にて継続開催。
（令和7年7月末現在登録者数 151名：R6 161名）
- ・手話施策推進方針の策定及びウェブサイトでの公表。
- ・デフリンピック啓発用の本市ホームページを令和6年1月より開設し、随時情報更新中。

(新生児聴覚検査費用助成事業)(母子保健課)

対 象 児:市内に居住する原則生後 1 か月に達するまでの乳児

助成内容:自動 ABR 検査(5,000 円まで)又は OAE 検査(1,500 円まで)費用の助成
検査実施機関:大阪府医師会・大阪府助産師会と委託契約

対象年月	出生乳児	異常なし	再検査	確認中	未受検
令和2年度	3,077 人	2,924 人	42 人	93 人	18 人
令和3年度	3,043 人	2,909 人	47 人	65 人	22 人
令和4年度	2,969 人	2,796 人	35 人	131 人	7 人
令和5年度	2,913 人	2,787 人	39 人	79 人	8 人
令和6年度	2,870 人	2,768 人	36 人	59 人	7 人
令和7年7月末時点	938 人	208 人	1 人	728 人	1 人

フォロー体制:結果が要再検査の場合、精密検査を受けたかどうか確認し、受けていない場合は受診勧奨。同様に、こんにちは赤ちゃん訪問事業や 4 か月児健康診査でも確認。精密検査の結果難聴等が判明した場合は、早期療育に繋がるように支援を行う。

(参考:大阪府こめっこ参加人数 令和5年度 38人、令和6年度 88人)

(東大阪医療センターにおける遠隔手話通訳サービス)

令和2年度より外国語を含めた通訳サービスを外部業者に委託し、タブレットで手話通訳を提供するためのシステムを導入。利用可能時間は午前8時～午後8時まで。通院、入院時に利用可能・予約不要。

4. 手話施策推進方針(条例第 7 条第 2 項)

(1)手話及びろう者に対する理解の増進並びに手話の普及に関する事項【理解啓発に関すること】

手話がろう者の言語であることについて、またろう者の文化や生活等について、市職員、市民、事業者へ理解を深めるための啓発を行い、多くの人に手話に関心を持ってもらい、気軽に手話を使い、学ぶ機会を提供します。

【具体的な取組の例】

- ① チラシ、ウェブサイト、市政だより等広報による理解啓発。
- ② 条例について周知するためのイベント開催。(市民ふれあい祭りでの手話ブース設置、障害理解につながる映画の上映会。手話言語国際デーにおけるライトアップ等)
- ③ 手話を学ぶ教材として手話ハンドブックの作成(増刷)と配布
手話ハンドブックを増刷し、希望する市民や職員・教員・医療機関・事業者等へ配布。
- ④ 市民・事業者等に対する手話出前講座の実施
- ⑤ 学校における福祉体験学習を通じて、手話だけではなくろう者の生活全般についての理解促進。(小中学校や高校、保育所、幼稚園、認定こども園等での手話体験講座、当事者団体による講師派遣、ろう者との交流、手話教材の貸し出し)
- ⑥ 市職員に対するろう者の理解と手話研修の実施
- ⑦ 東京2025デフリンピック開催についての周知、応援イベントの実施

例 周知の懸垂幕作成

(2)手話による情報の提供に関する事項【公共施設等における合理的配慮等】

日常生活や社会生活において必要な情報を手話で提供することにより、ろう者の利便性向上や社会参加の促進を図ります。公共施設や市の窓口において、手話による対応や手話通訳者の配置が進むよう、働きかけを行います。

【具体的な取組の例】

- ① 市が実施する行事における手話通訳の配置
- ② 災害時・緊急時の対応マニュアル作成(当事者、関係団体と連携して内容検討の場を設置。作成後は救急隊・消防局への研修実施、コミュニケーションツールとして聴覚障害者、避難所等へ配布。)
- ③ 手話による市政に関する情報提供の促進(ウェブサイト上での手話による情報提供、庁内モニター掲示板の活用等)
- ④ 手話でコミュニケーションができる市職員の増員(職員向け手話講習会の実施)
- ⑤ 公共施設・民間事業者(駅や医療機関など)に対する理解啓発
- ⑥ 申請書類のホームページからのダウンロードなど DX 活用等による来庁又は FAX 以外での手話通訳派遣依頼方法の見直し
- ⑦ 災害時避難所等においてコミュニケーション支援確保としてアイ・ドラゴン等の設置の検討

(3)手話によるコミュニケーションの支援に関する事項【社会参加促進に関すること】

意思疎通支援事業の内容を充実させ、ろう者の社会参加が進むよう、支援体制を構築します。また生活の様々な場面で手話を利用できる環境の整備と、障害の有無に関わらず日常的に手話でコミュニケーションが取れる場を提供します。

【具体的な取組の例】

- ① 手話通訳派遣事業の充実
タブレット等を活用した遠隔手話通訳サービスを提供。(本庁及び各福祉事務所、リージョンセンターに専用端末を設置。)
- ② 手話通訳者の育成・確保(手話奉仕員養成講座・手話レベルアップ講座の拡充実施及び通訳者の養成を着実に進めるため、大阪府登録手話通訳者の試験対策講座の開催等、様々な手話の技術レベルに応じた適切な養成課程の実施検討)
手話を学べる動画を作成しウェブサイトに掲載、ろう者や手話を学びたい人が手話を使って交流できる手話サロンの開催
- ③ 中途失聴者・難聴者等、様々な対象者向けの手話習得支援
- ④ 乳幼児期からの手話習得支援、新生児聴覚検査費用の助成等聴覚障害児の親に対する支援。
- ⑤ 本市の手話通訳派遣の登録試験について全国共通の統一試験を今後導入できるように努める

(4)その他手話に関する施策を推進するために必要な事項【関係機関の連携による推進体制の構築に関すること】

当事者、支援者、関係団体等を交えた意見聴取の場を定期的に設け、毎年度施策推進方

針を策定し公表します。課題について市全体で共有し、必要な施策を推進するため関係機関の連携強化を図ります。

【具体的な取組の例】

- ① 毎年度手話施策推進方針協議会を開催
- ② 推進方針に基づいた取り組みを進めるため、関係機関での連携、役割分担
他、引き続き年度早期の開催とし、方針が当年度中により効果的に実施できるようにします。
- ③ 全国手話言語市区長会において会長市から幹事市へ移行準備を整え、全国の手話施策推進に尽力する。